

みまもり通信 その150 <2021年10月号>

光回線の契約変更が必要と言われたがウソだった！



「お使いのA社の光回線が使えなくなるので回線を変更する必要がある、とB社から電話があり契約した。念のためA社に確認すると事実ではないことがわかり解約したい」と相談がありました。

「今の回線が使えなくなる」とウソの情報により勧誘をする事例が見受けられます。

勧誘されてもすぐに返事はせず、不審な点があれば現在の契約先に確認しましょう。光回線サービスは、契約書面を受け取った日から8日間が経過するまで「初期契約解除制度」が利用できます。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

「以前契約した訪問販売会社が
提訴した」というハガキが届いた



「ハガキには『放置した場合、給料や財産を差し押さえる』とあるが、身に覚えはない。どうすればいいか」との相談が入りました。

過去に利用した業者への未払いがあると思わせる架空請求の手口です。連絡すると、金銭を請求されたり、個人情報を知られたりします。慌てて連絡せず、無視してください。

心配なときは早めにご相談ください。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ